

第十三回 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和二十七年二月二十一日(木曜日)午後二時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山花 秀雄君

委員

石原幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
赤松 常子君
三好 始君

政府委員

宮内庁次長 宇佐美 毅君

事務局側

常任委員会専門員 杉田正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件

○皇室経済法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) 内閣委員会を開会いたします。皇室経済法の一部を改正する法律案、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、この二案を議題といたします。前回政府委員から両案の提出の理由の説明を聞いたので、本日は更にその内容について御審議を願おうと考えます。政府委員から法律案の説明、各条に関する説明及びその内容についての説明を求めます。

○政府委員(宇佐美毅君) それでは皇室経済法並びに皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして逐条御説明申し上げます。皇室経済法の一部を改正する法律案におきましては、先ず第二条でございますが、皇室が財産を譲受したり或いは財産を譲渡し、又は賜與されるときには、憲法第八条によりまして国会の決議に基かなければならぬことになつておることは御承知の通りでございます。皇室経済法第二条はその規定を受けて制定されているのでございまして、現行法は第一に相當の対価による売買と通常の私的経済行為に係る場合は自由でござい

ますが、一件五万円以下の場合には自由、十万円以下の場合には皇室経済會議の議決を経る。更にそれ以上の場合には一々国会の議決を要することに規定されております。これは一年以内における同一の相手方に係るものにつきましても制限を加え、更に年間のその財産の授受の集計額が授受ともに百二十万円の制限が規定されているのでござい

ます。併しながら実例について見ますと、過去におきまして皇室経済會議の議決を経たものは一件があるばかりでございます。個別に国会の承認を受けました例もないのでござい

ます。一方災害時におきましますお見舞又は各種の御奨励に出されまします賜與は、今申しました制限額を超える場合が多いのでございまして、緊急に実行に移す必要のある場合に非常の一つの制約となつてゐるのでござい

ます。そのうち第六条でございますが、皇族費につきましても本条において改正を加えたいと考へるのでござい

ます。その一は現行法におきましては皇族費は皇族に対する年金と皇族が皇族の身分を離れる際に支出します一時金との二種類でござい

ます。今回新たに皇族の身分は離れませんが、内廷或いは各宮家の世帯から離れまして独立する皇族に対しては諸度

御説明申し上げました通りに、皇室がなされる皇室関係の財産の授受につきましましては細かい中の制限がございまして、経済法において今回の改正ではそれを全部制限を取る、ただ年間集計額のみを制限にいたしました関係上ここに第二条の改正を必要とするのでございまして、先ほど御説明申し上げました通りに賜與の額は三百七十万円、譲り受けの額は百二十万円、それからこれは天皇及び内廷にある皇族でございまして、第二号のほうはそれ以外の皇族で具体的に申し上げますと、秩父、高松、三笠三宮様でございまして、その賜與、譲り受けの額はそれぞれ十五万、それも現行法通りでございまして、

それから次は第三条から第六条までを削除いたしまして、第七条中の金額の改正をいたしておるのであります。第七條關係は、本条は内廷費に関するものでございまして、現在内廷費は二十九百万円ということに相成つてゐるのでございまして、今回これを三千万円に改正をいたしたいと考へるのでございまして、これは前々国会におきまして当委員会におきまして内廷費並びに皇族費の定額につきましては根本的に検討をするようにという御意見も有力にございまして、検討いたしましたが、この金額ができました當時は四冊の情勢上極めてお節約を基本にいたしてきてゐるのであります。その後物価の上昇に従ひましてその中におきまして人件費のベイス・アップに伴ひまする多少の改正はいたしましたが基本的な検討が遅れておつたのでございまして、今回最近における物価騰貴の増と貞明皇后崩御に基きまする減とをならみ合せまして、多少の今後の物価

の異動によりましてその定額を動かさないといふことを考へる基礎といたしまして計算いたしまして、二千九百万円を三千万円に改正いたす次第でございまして、

次の第八條の關係でございまして、これは現在親王、皇族費の定額は親王一人七十三万円といふものが基本になつて計算せられてゐるのでございまして、それを今回百四十万円に増額改正をいたしてあります。内廷費におきましても申し上げました通りに過去におきまして相当御節約を願つておつたのであります。特に皇族費におきましては総額が内廷費と比べまして相当低いために、そのいゝゆるやりくりといふこともむづかしいほどでございまして、その後物価の上昇の關係或いは現実に各宮家におきまして年間の経費の事情等も推察をいたしまして、親王定額を百四十万円と計算をいたしたのであります。大体私共の推察をいたしますところによりまして、年間二百五十万円ぐらいの御経費を要するのではないかとこれは宮家によりましていろいろ御事情が違ひますが、かように考へるのでございまして、これを基本にいたしまして、その一五％は私的なものとして、その八五％の基本を國で皇室の皇族の品位保持に必要な経費と推算をいたしまして、この定額の百四十万円を計算をいたしたわけでありまして、先ほどの経済法の改正によつて申上げました通り、親王が百四十万円、親王妃がその半額で七十万円、それからいゝゆる独立の生計を営まないいゝゆるお子様の親王、内親王につきましては親王定額の百四十万円の十分の一といふ改正を考へてゐるのでございまして、

従つて具体的に各宮家について申上げますと、秩父、高松、兩宮家につきましては親王と親王妃のお二方でございまして、百四十万円とその半額の七十万円の合計額の二百一十万円が年額でございまして、三笠宮家につきましてはそのお二方の二百一十万円にお子様が内親王、親王が四人おになりまして、従つて親王定額百四十万円の十分の一の十四万円の四人分即ち年額五十六万円、二十万円の四に増えまして二百六十六万円ということに相成ります。それから新たに第九條の次に第十條を加へたいと存じますが、これは皇族費算出の事務規定でございまして、従前明文がございせんのでしたので明らかにいたしただけでございまして、即ち年度の途中において皇族費の支出する事由が生じたとき、或いはこれを支出することをやめる事由が生じたときにおける金額の算出方法でございまして、支出することが生じたという意味は、例えば年度の途中で御出産があらまされたり、独立の生活を営まれることになりましたり、身分の変動があつたりすることやめる事由が生じたときは、例へば御逝去があらまされたり、皇族の身分を離れられたりすることを意味しておるのでございまして、附則につきましても別に申上げることがございまして、

以上極めて不備でございしますが一応各条につきまして御説明申し上げた次第でございまして、御質問によりましてなお詳細御説明申し上げたいと思ひます。

○赤松常子君 こういふ皇族の方の税金關係といふものは、どうなつてゐるのでございましょうか。私どうもよくわからなないのでございまして、例へばさういふ一時金をお貰いになる場合はさうでないといひましたし、まああの御自分で農地を開墾しておいでになるとか、秩父の宮家、御自分で生業を営んでおいでになる場合、どういふやり税金をお納めになつてらつしやるのでございましょうか。

○政府委員(宇佐美義雄君) ここに経済法に規定しております皇族費につきましては、所得税は免除になつております。その他のいゝゆるこれをお払いいたしましたものに利子を生じたような場合には、それに所得税がかかつて参りますし、その他の税法關係は全部一般國民と同様でございまして。

○赤松常子君 あの親王と内親王のお貰いになる額がですね、同一でない場合がございまして、同一でない場合の間の見たいしまして、今あの一時金をお貰いになる場合、内親王は親王の半額のように決定いたしておりますがどういふわけでしょうか。もう内親王はみなお嫁にいらつしやるというわけなので少いのでしょうか。

○政府委員(宇佐美義雄君) 内親王様につきましては、いゝゆる独立の生計をお一方でお立てになります場合には親王定額の半額でございまして、それから独立の生計をお立てにならない場合、やはり一家のうちにおいでになりますときは、親王定額の十分の一と、結局独立の生計を、お立てになるか否かによつて區別をいたしておるわけですね。

○赤松常子君 あの独立の生計をお営みになる場合も半額なんですか。内親王の場合はどうしてさういふ差があるものでございましょうか。

○政府委員(宇佐美義雄君) この計算の方法は親王さんを基本にいたしまして、すべて計算の基礎を出してゐるのであります。内親王様と、それから親王さんの妃殿下の親王妃の場合におきましてもその半分という計算でいたしておりますので、その比例からいたしまして、さういふふうなきめたわけでございます。

○赤松常子君 私別に内親王だからどうだからという御身分の上下でさういふじやないのですけれども、もう男女平等の憲法も制定されております時代ですから、さういふところからですね、卒先して範を垂れて頂きたい、この基本的な考へ方をお尋ねしたいのです。

○政府委員(宇佐美義雄君) 内親王のお一人の場合には、お一人だけでございましていゝゆる世帯といふことをお持ちにならないといふことで半額にいたしたわけでありまして、

○赤松常子君 人間が半分というわけですか。(笑) どうもちよつと私判切れないのですけれども、どうぞ強くさういふ点をさういふところから範を垂れて頂きたいと私は強く要望いたします。

○委員(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

午後三時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

同案について質疑はすでに終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に入りま

す。
御発言がないものと認めますから
採決に入りまして御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないも
のと認めます。それでは採決をいたし
ます。この両案につきまして賛成の諸
君の挙手を願います。

〔全員挙手〕

○委員(河井彌八君) 全員一致であ
ります。それでは両案は可決すべきも
のと議決せられました。

同案の本案議における報告は委員長
にお任せをお願いいたします。

〔異議なしと呼ぶものあり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないも
のと認めます。

なお賛成者の諸君の御署名を願いま
す。

多数意見者署名

山花 秀雄 石原幹市郎
横尾 龍 楠見 義男
竹下 豊次 赤松 常子
三好 始

○委員(河井彌八君) それでは速記
をとめて下さい。

午後三時三十四分速記中止

午後五時二十八分速記開始

○委員(河井彌八君) 速記を始めて
下さい。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後五時二十九分散会

二月十六日本委員会に左の事件を付託
された。予備審査のための付託は二月
四日)

一、皇室経済法の一部を改正する法律

案

一、皇室経済法施行法の一部を改正す
る法律案

二月十六日本委員会に左の事件を付託
された。

一、恩給増額に関する請願(第五二九
号)

一、元文官の恩給復活に関する請願
(第五四五号)

一、元軍人恩給復活に関する請願(第
五五六号)

一、厚生省存置に関する請願(第五六二
号)

一、厚生省存置等に関する請願(第五
六三三号)

一、元軍人等の恩給復活に関する陳情
(第二八五号)(第二八六号)

第五二九号 昭和二十七年二月二日
受理

恩給増額に関する請願

請願者 福島県石城郡大浦村
木村清治外十二名

紹介議員 石原幹市郎君

教育者に対する恩給制度に關し、(一)
六十五才以上の恩給受給者中年額六万
円未満者に対し六万円以上に増額、
(二)六十才以上の退職者で公私立学校
勤務通算年教恩給年数に達した者に
對しても同額恩給支給の制度を設け、
眞の生活恩給とするよう措置せられた
ことの請願。

第五四五号 昭和二十七年二月四日
受理

元文官の恩給復活に関する請願

請願者 東京都大田区雪ヶ谷町
二七八 徳永正利外四
名

紹介議員 楠瀬 常猪君

元文官普通恩給受給者で昭和二十一年
勅令第六十八号により普通恩給権を喪
失した者に対する救済策として、(一)
徴兵による兵役期間を通算して文官普
通恩給を受けた者に対しては普通恩給
を受けることのできる年数だけ通算す
ること、(二)普通恩給年数不足期間だ
け再就職させること、(三)前二項が実
現困難な場合は文官在職年数だけの普
通恩給を支給すること、(四)普通恩給
年数を厚生年金保険の年数に通算する
こと等の措置を講ぜられたいとの請
願。

第五五六号 昭和二十七年二月五日
受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 佐賀市赤松町二一〇佐
賀県恩給復活連盟内
石丸忠実

紹介議員 杉原 荒太郎君

兵役には必任義務制と志願制の区別は
あつたが、齊しく國民に課せられた制
度であるのに、今次大戦の責任は一人
軍人のみにあるが如く冷遇視されてい
ることは不合理であるから、追放解除
者たと未解除者たとの区別をする
ことなく遺族、傷い者とともにすみや
かに元軍人の恩給を復活せられたいと
の請願。

第五六二号 昭和二十七年二月五日
受理

厚生省存置に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山
町南秋津一、六一〇
原田嘉悦外八千六百六十
二名

紹介議員 赤松 常子君

政府は、目下行政機構改革ならびに人
員整理のために、厚生省を縮小して勞
働省に合併する計画の由であるが、こ
れは平和的文化国家として最も力を入
れなければならない國民全体の社会保
障制度確立のため遺憾であるから、厚
生省を存続せられたいとの請願。

第五六三三号 昭和二十七年二月五日
受理

厚生省存置に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市津知町五
〇 永井一夫外一万二
百三十七名

紹介議員 常岡 一郎君

行政機構の改革に伴い公衆衛生関係法
が廃止され、また厚生省ならびに府県
衛生部が改廃されることである
が、これは、公衆衛生の向上および社
会福祉の増進上遺憾であるから、これ
らの存続を図られたいとの請願。

第二八五号 昭和二十七年二月八日
受理

元軍人等の恩給復活に関する陳情

陳情者 大阪市東区北浜一ノ二
一 経済ビル内恩給即時
復活期成連盟近畿本部
内 長尾音輔外八名

元軍人関係公務員は、過去六箇年間恩
給を停止され苦難の生活を続けてきた
が、講和条約の調印も落んだのである
から、その発効に伴い元軍人関係公務
員の恩給を復活せられたいとの陳情。

第二八六号 昭和二十七年二月八日
受理

元軍人等の恩給復活に関する陳情

陳情者 福島県若松市栄町二六
六 三星藤次郎外五名

この陳情の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所